

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小郡市ハラスメントの防止等に関する条例（令和7年小郡市条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づき、あらゆるハラスメントの防止に取り組む団体等に対し、専門的な知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、適切な研修及び助言を行うことにより、ハラスメントのない公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣を申請できる団体等は、小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等と密接な関係を有しておらず、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小郡市内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (3) 地域の団体等（自治会、PTA、NPO等）
- (4) その他市長が適当と認めた機関、団体等

2 アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する市民等を対象に、あらゆるハラスメントの防止のための知識習得や具体的方策等の習得を目的で開催されるものであること。
- (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。
- (4) 参加者から費用を徴しないこと。

(実施内容)

第3条 アドバイザーは、団体等に対し、条例に規定するあらゆるハラスメントの防止に関する研修、助言を行うものとする。この場合において、派遣先となる会場は小郡市内のみとする。ただし、オンラインによる実施も可能とする。

2 開催に必要な機材やシステム環境は、団体等の責任により準備するものとする。

(派遣申請)

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の2か月前までに小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(派遣決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否について小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(派遣回数等)

第6条 アドバイザーの派遣時間は、1回当たり2時間以内（打合せ時間を含む。）とし、派遣回数は、申請者につき年度ごとに1回限りとする。

(派遣変更)

第7条 申請者は、派遣の決定を受けた後、やむを得ない理由により派遣内容に変更が生じたときは、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣変更申請書（様式第3号）により、速やかに変更申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による派遣変更申請があったときは、その可否を決定し、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣変更決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(派遣の中止)

第8条 市長は、派遣することを決定した申請者（以下「派遣先団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーの派遣を中止することができる。

(1) 偽りその他不正な申請に基づき、アドバイザーの派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 派遣先団体等から派遣中止の要請があったとき。

(3) その他市長が派遣の決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により派遣を中止する場合は、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣中止通知書（様式第5号）により、派遣先団体等に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 市長は、予算の範囲内において、派遣するアドバイザーに対する謝金及び旅費を負担する。

(報告書の提出)

第10条 派遣先団体等は、派遣事業終了後、速やかに小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣終了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 派遣先団体等は、災害その他やむを得ない理由により、急遽派遣事業を実施できなかったときは、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣中止報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

小郡市長 あて

申請者

所 在 地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣申請書

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

派遣希望時期（第 1 希望）	年 月 上旬・中旬・下旬	
派遣希望時期（第 2 希望）	年 月 上旬・中旬・下旬	
派遣希望時期（第 3 希望）	年 月 上旬・中旬・下旬	
派遣方法	会場・オンライン	
派遣先（オンラインの場合は記載不要）	施設名	
	所在地	
希望する研修内容（複数回答可）	1. セクシュアルハラスメント 2. マタニティハラスメント 3. パワーハラスメント 4. カスタマーハラスメント 5. ハラスメント全般 6. その他（ ）	
参加者数	人	
担当者連絡先	部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

小郡市長

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣通知書

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

派遣の可否	可・ 否
派遣時期	
理由（否の場合）	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

小郡市長 あて

申請者

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣変更申請書

年 月 日付けにて通知のあった件について、小郡市ハラスメント防止のための
アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更したいの
で、申請します。

変更内容	
変更理由	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

小郡市長

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣変更決定通知書

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

変更の可否	可・ 否
変更前	
変更後	

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

小郡市長

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣中止通知書

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

派遣通知書番号	
中止する事業の日時	
中止の理由	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

小郡市長 あて

派遣先団体

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣終了報告書

年 月 日付けにて通知のあった件について、事業が完了しましたので、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

実施日時	
参加人数	
実施内容	

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

小郡市長 あて

派遣先団体

所在地_____

事業者名_____

代表者名_____

小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣中止報告書

年 月 日付けにて通知のあった件について、派遣事業が実施できなかったため、小郡市ハラスメント防止のためのアドバイザー派遣事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

実施予定日時	
実施できなかった理由	